

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予算特別委員会会議録（６）			
日 時	平成３０年　９月２０日（木）	開　　議	午後　３時００分
		閉　　会	午後　３時５２分
場　　所	第２委員会室		
議　　題	継　続　審　査　案　件		
出　席　委　員	佐々木委員長、中村（吉宏）副委員長、高野・松田・斉藤・ 濱本・面野・小貫・山田各委員		
委員外出席	新谷議員		
説　明　員	市長、総務・建設両部長　ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 書　　記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に松田委員、小貫委員を御指名いたします。

この際、お諮りいたします。

当委員会に付託されました平成30年第2回定例会議案第12号については、審査の必要から議案提出者を代表し、新谷議員に御出席いただくことにいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

(新谷議員着席)

○委員長

継続審査案件を議題といたします。

これより、冬を安心して安全かつ快適に暮らす条例案に関する質疑に入ります。

なお、本日の順序は自民党、立憲・市民連合、公明党、共産党の順といたします。

自民党。

○中村(吉宏)委員

◎平成30年第2回定例会議案第12号小樽市冬を安心して安全かつ快適に暮らす条例案について

まず、先に発生いたしました胆振東部地震の犠牲となられました皆様に哀悼の意を表します。

また、被災された皆様には心よりお見舞いを申し上げ、一日も早く全ての皆様が日常を取り戻すことができるよう祈念を申し上げます。

もし、この災害が、雪が多く極寒の冬に発生していたらどうなっていたことかと考えますと、恐ろしくて仕方がないところであります。

長引く停電に苦しめられた本市の状況が、もし真冬に発生した場合、除排雪が行き届いていないと救急車や緊急車両、また避難所やその他の情報を周知する広報車の運行など、あらゆる場面に支障を来すことが予想されます。

ところで、森井前市長の除排雪事業執行は、昨年は多くの市民に冬の安心・安全や利便性について不安な状況をもたらし、多くの不満を抱かせる結果となりました。必要な時期に排雪を行わず、路線バスを運休するに至らせたり、通学路の排雪を行うべき時期に行わなかったり、きめ細やかな除排雪と言いながら、真逆の状態を作出したものでありました。

また、事業執行の根幹となる施策を、議会や市民に十分な説明を尽くさず、急激に変更させたり、本来、市長が出席すべきではない除排雪協議に自ら出席し、結果、排雪が十分に行われない状況から、排雪抑制を行うという不信感を招いたことなど、数多くの問題が生じておりましたところであります。これに対して、議会として前市長が行ってきたこのような状況に歯どめをかけ、市民のための除排雪実現を担保するために、何らかの対応をしなければならないという趣旨で条例の制定が必要ではないのかと、そういう懸念を各会派が抱く中で、本条例案が提出されるに至ったと認識をしております。

しかし、先の8月26日に執行された小樽市長選挙で迫俊哉市長が誕生し、迫市長は前市長のもとで行われた除排雪の状況の問題点を指摘しながら、本市の除排雪事業の充実をその公約に掲げておられます。そこで伺いますけれども、これまでの除排雪事業を行う中で、どのような問題点があると認識をされて、どのような改善を図るお考え

なのかお伺いしたいと思います。

○（建設）雪対策第 1 課長

昨年度の除排雪作業についてでございますけれども、昨年度におきましては関係機関と連携を図ってきたものの、路線バスが運休する事態を招いたことや、通学路において雪山が高いなどの御指摘も多く受けており、除排雪作業のタイミングなどにおいて、関係機関との連携をさらに進めていかなければならないものと考えております。

また、地域総合除雪業務の排雪協議においても、市側の協議に時間を要したことを課題と考え、改善を図ってまいりたいと考えております。

○中村（吉宏）委員

今、問題点とその改善策を伺ってまいりました。

さらに、当市議会では、今のところ年 2 回、市民と語る会を開催しておりまして、参加された市民の皆様から市政上の疑問や不安の声をお伺いして、それを市政に反映されるよう取り組んでおります。

本年 5 月に行った直近の市民と語る会の中でも、参加者のほぼ全員に近い方から排雪の状況の悪さが指摘されております。この排雪状況の悪さ、市としてどのような認識なのか、また、今後においてはどのような改善を図っていくのか、お考えをお示しいただけますでしょうか。

○（建設）雪対策第 1 課長

昨年度の除排雪業務において、市民の皆様から寄せられました市民の声の項目の中で排雪依頼件数は最も多かったことや、これまでの議会議論などで排雪に関して市民の皆様の不満が多かったことにつきましては、認識しているところでございます。

今年度におきましては、地域総合除雪業務で、通学路やバス路線などで排雪作業の充実を図ってまいりたいと考えております。

○中村（吉宏）委員

排雪作業の充実を図っていただくということも伺いました。是非、それからもう一つ、新しい市長から市民の皆さんに、公約の部分も含めまして、こうやって改善をしてしっかりと除排雪の状況を整えますということのお言葉をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長

私も、市役所を離れて 1 年数カ月、市民の皆さんの声を聞く場面は多々ありましたけれども、やはりその中で一番多かった市民の皆さんからの御要望というのは、やはり今申し上げてきたように、除排雪の改善を求める声が圧倒的に多いわけです。ですから、私も当初、その除排雪の問題について、公約に掲げるかどうかということは考えておりませんでした。が、実際、多くの皆さんの声を聞きますと、これはやはり公約に掲げざるを得ないというふうになっておりましたし、市民の皆さんの声にお応えしながら市政を前に進めていく、このことが地方政治の基本ではないかな、そういったことも思いまして除排雪の改善については、市民の皆さんにお約束をしまいたるところでありますので、そのお約束については、しっかりと可能な範囲で実現してまいりたいなというふうに思っているところでございます。

○中村（吉宏）委員

市長から市民の皆さんのための除排雪をしっかりと行っていただくという、そういうお言葉を頂戴したところであります。

それから、我が会派としては、前定例会までの除排雪に関する議論を通して、もし、森井市政が継続する場合、これまでのような暴走とも言える状況をしっかりと抑制して、市民のための除排雪を実現するために、条例の制定も必要ではないかということも検討してきたところであります。本条例の意図するところは、本市において、市が主体的に市民や事業者と協力して秩序ある雪処理を行うことで、市民が冬を安心・安全に生活できるということで

あります。

このような条例は、他都市でも制定されておりますけれども、今後においては、本市としてこうした条例を制定していくようなお考えはないのかお伺いしたいと思います。

○市長

条例の制定についてのお尋ねでございますけれども、この条例が提案された背景について考えてみますと、やはり前市長の時代に、市民の皆さん、もちろん議会も含めてですが、市民の皆さん、そして事業者の皆さんの声にしっかりと耳を傾けないまま除排雪が行われてきた。もっと言うと、突然の変更があったりもありましたようですけれども、除排雪が変えられてきた、そういったことをしっかりと今後ないように明文化していかなければいけないのだろう、そういうような趣旨でこの条例案が提案されたのではないかなというふうには考えておりますが、私といたしましては、先ほど申し上げましたけれども、やはり市民の皆さんの声にしっかりと耳を傾けていく、これが地方政治の基本であると思っておりますし、私も選挙期間中、市民の皆さんには市民の皆さんの冬の生活の安全・安心はしっかりと守っていきます、そういったこともお約束してまいりましたので、条例の制定について基本的に否定するものではございません。

ただ、この間、建設部でもこの間の除排雪の進め方、やり方について、今後検証していくというふうに答えていますし、私も除排雪に携わるのは、これから初めて経験することでもありますので、自分自身でもしっかりと検証していかなければいけないというふうに思っております。そういった検証結果も判断させていただきながら条例制定について検討させていただきたい、このように思っておりますので、その検証が終わるまでの間、お時間をいただければなど、このように思っているところでございます。

○中村（吉宏）委員

いろいろとこれから取り組まれる内容、しっかり取り組んでいただくという言葉もいただきました。

そして、これから取り組んでいらっしゃるこの内容も検証をしてと、必要があれば条例もまた検討されるというような御答弁をいただいたところでありますけれども、それでは最後に提案者に伺います。

市としては、除排雪体制の充実、それから条例の趣旨を考慮した条例の制定というか、これも状況に応じて検討するとおっしゃっております、市民のための除排雪を実現するという観点からですね。こういったところで、今、市長がかわられたこともあります。一旦は、今の市長の言葉にもありましたけれども、冬の除排雪の状況を見た上で、その検証等も行いながら必要に応じて条例の制定を検討したほうがよいのではないかと我々も考えるところでありますが、一旦、この条例案を取り下げるというようなお考えはないのか、お伺いしたいと思います。

○新谷議員

ただいまの中村吉宏委員の御質問に答えたいと思います。

条例案を取り下げるつもりはないかという御質問ですが、その考えはありません。

今、中村吉宏委員もおっしゃったように、他の自治体も除排雪に関する条例を制定していますし、本条例案は小樽市自治基本条例を規範にした理念的な条例案でありますし、どなたが市長になっても有用なものでありますから、取り下げる考えはございません。

○中村（吉宏）委員

今、新谷議員から取り下げをされるというお考えはないということを伺いました。

我々の会派としましては、こういった条例も必要に応じてはという考え方ではありますけれども、今、この段階で判断ということもなかなか難しい場面もあるのかなというのは、印象を受けたところであります。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

立憲・市民連合に移します。

○面野委員

◎平成30年第2回定例会議案第12号小樽市冬を安心して安全かつ快適に暮らす条例案について

それでは、今の中村吉宏委員の質問にかぶるところもあるのですが、まず改めてお聞きはしませんが、この条例の必要性、つくる考えはあるかないかということで、否定するものではないという言葉をいただいて、検証してからでも遅くはないのではないか、また、市長が初めての冬を迎えるということで、まずは経験されてからやるというふうに考えていますが、私たちの会派では、この条例として制定していくには、運用していくにはやはり条文の中にもございますけれども、事業者を初め市民への周知や理解が必要不可欠だと考えます。

そこで、制定に向けて考えられる動きとしては、例えばパブリックコメントを収集したりアンケートや市民会議、事業者への聞き取りなど、いろいろと意見を聞く方法があると思うのですが、それをやっていくうちに同時に市がこういう方向性で条例を制定しようという周知にもつながると思うのですが、もし制定するとなればこういう考え方も、こういう意見の収集の仕方もあると思うのですが、いかがでしょうか。

○（建設）雪対策第1課長

市が、市民の皆様や事業者の方々と協力し、冬期間の安心して安全かつ快適な暮らしを築くことを目的とする条例を策定するといいたしますと、面野委員の御指摘のとおり、市民の皆様から御意見を伺うこと、関係機関と話し合うこと、市の考え方がまとまりましたら幅広くその考え方に対する御意見を伺うことなど、丁寧な説明や周知などが必要であるというふうに考えております。

○面野委員

今、雪対策第1課長からもあったとおり、やはり私たちもこの条例案の中身、理念については、もちろん否定する気はございませんし、その通りだという部分も多くあるというふうに考えています。

しかし、やはりこの時点で条例を制定するかどうかということに関しては、時間もない中でなかなか厳しい状況なのかなと考えていますので、また市長に関しても、就任早々、機構改革を行って、今年度の除雪に関しては良い兆しがもしかしら出るのかなというふうにも感じていますので、この条例案については、今のタイミングで出すのはどうなのかなというふうに私たちの会派では考えているところです。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

公明党に移します。

○斉藤委員

◎平成30年第2回定例会議案第12号小樽市冬を安心して安全かつ快適に暮らす条例案について

若干重複するところもございますが、観点も違いますので伺いたいと思います。

まず、提出者に伺いますが、本条例の制定の目的、また趣旨、その提案の背景について、改めて概略で結構ですが、説明していただきたいと思います。

○新谷議員

斉藤委員の御質問にお答えしたいと思います。

本条例案の目的、趣旨及び提案の背景についてであります。市民にとって除排雪の問題は大変切実な問題であります。

先ほど、迫市長も市民からいろいろ御要望、御意見をいただいたというお話でした。

中村吉宏委員もおっしゃっていましたが、今年5月11日に開催された市議会主催の市民と語る会では、2会場とも市民が話す内容や要望の大半が除排雪問題で、もっと除雪に入ってほしい、排雪は2回行ってほしい、歩

道の除雪がされておらず、市民は車道を歩いているなどの声、また交差点や住宅地での除排雪改善を求める声が相次ぎました。

また、4 月から 5 月に、日本共産党菊地よう子道議事務所が行った市民アンケートで、「小樽を住みよい町にするために、何を望みますか」という問いでは、除排雪の改善・充実を挙げる市民の方が圧倒的に多く、その中でいくつか紹介いたしますと、吹きだまりと積雪で車両の通行ができないまま最悪の日が続きました、急病人が出て救急車も来られない状態にとっても不安でした、商談の約束にも障害が出ました、こんなに不便だと移住したいと考えられるようになります、坂道が多いので除排雪の回数をふやし坂道でも安全に歩くことができるとうれしいです、ちなみに札幌旭山へ行く急坂はよく排雪されておりました、また、きめ細かい除排雪と冬季歩道の確保を望みますなど切実な願い、また悲鳴とも受けとめられる声が寄せられております。

さらに、小樽市が取り組んでおります小樽市人口減少問題研究会の中間報告で示されておりますように、市民アンケートでも除雪・排雪の満足度は定住志向の市民で不満の割合が一番大きく、転出志向の市民はさらに不満の割合が大きくなっています。小樽市の人口減少と高齢化が進む反面、小樽に愛着があり、このまちで暮らし続けたいと願う市民もたくさんいらっしゃいます。

高齢者で元気に外出したいという願いに応えるためにも、充実した除排雪の推進で山坂や狭隘道路を安心して歩行できるようにしなければなりません。また、冬の小樽に訪れる多くの観光客がツルツル路面で転倒、けがをするということが起きております。そうならないように、安心して観光を楽しんでいただけるようにすることも小樽再訪につながります。

さらに、家に閉じこもることが多い長い冬ですが、少しでも雪と親しみ、健康に暮らしていくためにもスポーツやレクリエーションの振興も市の大事な施策です。

これらのことから、条例制定の目的は、山坂や狭隘な道路が多い小樽市で、市が主体となり、市民及び事業者が協力し合い、秩序ある雪処理を行うことによって、安心で安全かつ快適な冬を築くことを目的としました。

趣旨及び提案の背景ですが、ただいま御説明したとおり、除排雪に対する市民の声が大変切実なものとなっております。つけ加えますと、小樽経済を支えている観光ですが、小樽観光協会と小樽市観光振興室が受け付けた内容として、観光客が安全に観光できるように砂まきをしてほしい、外国人観光客が中央通の雪山に登り危険だ、どのように対応すべきかなど困っていることが寄せられております。

2013年に制定された小樽市自治基本条例でうたわれている安全で安心なまちづくり、また第 7 次小樽市総合計画の基本構想（原案）の「テーマ 4 生活基盤が充実した安全で暮らしやすいまち」の「施策 4 除排雪」にも現状と課題として雪対策の充実や関係者間での連携の強化、市民との協働が必要なこと、自力では置き雪処理などの除雪が困難な市民に配慮した対策が求められていますと述べられておりますことから、市民の立場に立った除排雪の改善、充実が必要です。そのためにも建設部だけではなく、福祉部、産業港湾部、教育委員会、消防本部からなる除雪対策本部が必要だと考えますし、課題や問題点を共有して進めるべきであることから、条例が必要と考えたものであります。

条例では、市と市民、事業者の役割を定め、市民、事業者は努力規定とさせていただいております。

○齊藤委員

御丁寧な説明をいただきましてありがとうございます。

次に、市長に伺いたいと思います。

以上、いろいろ説明をいただきましたが、この目的、趣旨について、市長としてはどのように受けとめられているのか、考えをお示しいただきたいと。そして、我が党としては、この目的、趣旨についてはともかくですけれども、細目にわたってはさらに議論を尽くすべき点があると考えております。現時点で本条例案が、この予算特別委員会で成立しなかった場合、今後、迫市長としては、今回の目的、趣旨等を踏まえられて、条例制定について検討

をされる余地があるのかどうか、先ほどありましたけれども、改めてお考えをお示しいただきたいと、以上 2 点を伺いたいと思います。

○市長

1 点目のこの条例案の目的、あるいは趣旨についてですけれども、これは先ほども申し上げましたとおり、私も市民の皆さんの声にしっかりと耳を傾けながら、あるいは事業者の皆さん、議会の皆さんの声にしっかりと耳を傾けながら市政を進めていく、その考え方でありますし、冬の生活の市民の皆さんの安全・安心を守る、このことは私の重要な役割の 1 つだというふうに思っておりますので、この条例の趣旨、それから目的については、私も理解するところでございます。

ただ、今、新谷議員からお話がありました、その除排雪を改善するために条例というのは少し違うのではないかなというふうに思っております。除排雪を改善するのは、あくまでも制度設計の変更であり、これは条例とはまた別の議論ではないかなというふうに思っております。

ただ、今後の検討の余地についてでありますけれども、これは先ほどの中村吉宏委員の御質問にもお答えしたとおりでございますが、建設部でこの間の除排雪について、一定程度の検証をさせていただきたい旨の答弁をさせていただいておりますし、私もまだ就任して一月たたない中で、この条例をまず制定していくというのではなくて、制定に向けて取り組んでいくということではなくて、私も市長として初めて迎える冬を 1 回経験して、私なりに検証させていただきたい、除排雪について検証させていただきたいと思っていますので、それを踏まえた上で条例の制定について検討させていただければなというふうに思っているところでございます。

○斉藤委員

それでもう一度、提出者に伺いますが、我が党としては、今回の議案となっている本条例案については、目的、趣旨及び細目について議論しなければならない点があると、先ほども言いましたように考えております。

しかし、そのためには、年単位で時間を要するという可能性があります。また、今、市長が答えられましたけれども、今後、本議案が、今定例会といいますか、当委員会で今回の提案の趣旨を踏まえて成立しなかった場合でも検討する余地があるという市長のお考えも伺いました。

我が党としても、ある程度時間をかけて内容を詰めて、必要があれば条例化についても議論していきたいという考えはあるのですが、そういう点を考慮して、今回のこの予算特別委員会での本議案については取り下げるというお考えはないかどうか、先ほども答弁されましたけれども、改めてその点を確認して、私の質問を終わりたいと思います。

○新谷議員

斉藤委員の御質問にお答えします。

先ほども中村吉宏委員にお答えしたとおり、他の自治体も除排雪に関した条例を制定しておりますし、本条例案は小樽市自治基本条例に基づきつくったものでありますし、どなたが市長になっても有用なものと考えます。

条例を制定して不都合なことはないと考えますので、取り下げる考えはございません。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

共産党に移します。

○小貫委員

◎平成30年第 2 回定例会議案第12号小樽市冬を安心して安全かつ快適に暮らす条例案について

まず、市長部局に 1 点だけ確認しますが、この条例案では、除雪対策本部の構成について、現在の建設部だけの内容から教育委員会、産業港湾部、福祉部、消防本部など、こういう部局を入れることを提案しているのですけれ

ども、これについて、市長部局としては、こういった提案について何かを考え直すというおつもりはないのかお伺いいたします。

○市長

条例案の中には除雪対策本部を構成する職場についても記載されておりますけれども、私もこの考え方を否定するつもりは基本的にございませんが、ただ、除雪対策本部で必要なのか、あるいは関係部長会議を設定していくほうが効果的なのか、その辺を考えていかなければならないというふうに思っておりますけれども、各部の意見を聞きながら除排雪を進める、そのことについては必要だというふうに考えております。

○小貫委員

聞きながらという話ですけれども、そこで、各会派から質問があったように、今年の冬というか3月までの除排雪の状況というのはひどかったと、先ほど雪対策第1課長から市側の協議に時間がかかったということも出されました。なぜかかったかと言えば、どこかで横やりが入るからかかってきていたわけなのですけれども、こういう除排雪抑制を行ってきた前市長から確かに市長がかわりました。

それで、提出者にお聞きしますが、こうやって市長がかわっても、先ほど来言っているように、取り下げないと言っているのですけれども、条例を定める理由というか意義というか、そのことについて説明してください。

○新谷議員

小貫委員の御質問にお答えします。

市長がかわっても本条例案が必要な理由についてですが、先ほど来、質問や市長の答弁にもありましたけれども、除排雪は市民の最も切実な願いで、それに応えていかなければなりません。だからこそ、迫市長は公約の上位に位置づけられたと考えますが、早速、除排雪改善に向けた取り組みを開始されたことは評価いたしますが、よりよい除排雪を効率的に進めていく上で各部の意見を聞きながらというだけではなくて、先ほどもお答えしましたけれども、建設部だけでなく福祉部、産業港湾部、教育委員会、また消防本部、これらの対策本部が必要だと思いますし、先ほど来述べておりますように、どなたが市長になっても必要なものと考えております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時33分

再開 午後2時44分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより討論に入ります。

○中村（吉宏）委員

自由民主党を代表し、平成30年第2回定例会議案第12号小樽市冬を安心して安全かつ快適に暮らす条例案について、否決の立場で討論をいたします。

本議案は、前市長が公約できめ細やかな除排雪をうたっている中、全く市民の安心・安全を確保できない除排雪事業を行ってきたことに対して、今年の冬の除排雪事業を、市が確実に実施することを担保することを目的として提案されたものと我々は認識をしておりました。

その趣旨はよく理解しており、我々のみならず、他の会派の方々も何か対策を講じる必要性があると考え、本年第2回定例会の予算特別委員会に付託された本件を継続審査とし、これまで検討してきた状況であります。

しかし、先の市長選において、新たに誕生した迫俊哉市長は、除排雪の充実や市民の安心・安全を公約とする中で、これまでの除排雪の業務について、計画や事業執行の仕方を見直し、この冬の除排雪事業を遂行する旨をこの予算特別委員会の中でも申されております。

また、今後の検証などを踏まえ、必要に応じて市民が冬を安心・安全かつ快適に暮らすという趣旨にかなう条例の制定などを必要に応じて検討するという考え方も確認できました。

新市長のもとでどのような除排雪になるのか、市民要望に100%と言えないまでもかなう除排雪の状況となっていくのか、交通の麻痺などを生じさせるような事態は発生しないのか、状況を調査した上で今後の市の対応を見て、必要があれば条例の提案などを再度考えるべきであると、我が会派は意見が一致したところであります。

市民の冬の安心・安全、利便性の確保という提案者の趣旨やお考えは理解するところでありますが、現在、状況の変更が生じた現段階では、以上の理由により、現段階で本条例案を可決と判断することはできません。

よって、平成30年第2回定例会議案第12号小樽市冬を安心で安全かつ快適に暮らす条例案については、否決を主張し、各会派の委員皆様の御賛同をお願いして討論といたします。

○小貫委員

日本共産党を代表して、平成30年第2回定例会議案第12号小樽市冬を安心で安全かつ快適に暮らす条例案について、可決を主張して討論を行います。

この条例案が提案された背景については、先ほど新谷議員から詳しく答弁があったとおりです。市民にとって安心・安全、快適に暮らせるようにすることは地方自治体の重要な役割だと思えます。

第2回定例会でも討論したように、この条例案は自治基本条例に基づき、情報の共有を柱に据えています。この情報の共有は、誰が市長になろうとも変わらずに必要なことです。さらには、今年の除排雪は、排雪予定量をふやすなど排雪に重視を置いた改善がなされると聞いていますが、条例案で提案している除雪対策本部に建設部以外の他部局を加えることについては変更されていません。

本条例案の制定は、市民の生活を守るために必要であり、委員各位の賛同をお願いし、討論といたします。

○面野委員

立憲・市民連合を代表して、平成30年第2回定例会議案第12号小樽市冬を安心で安全かつ快適に暮らす条例案について、否決の態度で討論します。

我が会派を初め、委員会議論において、迫市長も条例案の内容や理念に対して否定しているものではありませんでした。

ただ、市民や事業者からの意見の反映や周知などを考えた時、このタイミングで条例を制定するのは厳しい状況であることから否決の態度をとることとしました。

委員各位の御賛同を願ひまして討論とします。

○斉藤委員

公明党を代表し、平成30年第2回定例会議案第12号小樽市冬を安心で安全かつ快適に暮らす条例案について、否決を求めて討論を行います。

本条例案については、今年第2回定例会の状況において提案されたこと自体の必然性、必要性については、一定の理解を持つものではありませんが、その後の選挙によって市長が迫俊哉氏に交代した現時点においては、条例制定の必要性、緊急性は減少したものと考えます。

我が党としては、提案された条例案の目的、趣旨及び細目について検討するには、今後、相当の期間を要すると考えるものであり、平成30年第2回定例会の当委員会場で成案を得ることは難しく、提出者において、あくまでも当議案を取り下げる意思がなく、当委員会での可決を求めるということである以上、我が党としては、現時点の態度としては否決を主張せざるを得ません。

以上の理由により、平成30年第2回定例会議案第12号小樽市冬を安心して安全かつ快適に暮らす条例案については、否決の態度を表明し、討論といたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより採決いたします。

平成30年第2回定例会議案第12号について、採決いたします。

可決とすることに賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、議案は否決と決しました。

閉会に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

当委員会におきまして、付託された案件はもとより、行政各般にわたり、さまざまな困難や状況の激変を乗り越えながら熱心に御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。

これも中村吉宏副委員長を初め委員各位と、説明員の皆様の御協力によるものと深く感謝いたしております。

意を十分尽くしませんが、委員長としての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。